

熊監発第 149 号
平成 22 年 8 月 2 日

請求人代表者

A 様

熊本市監査委員

安 藤 經 孝

坂 本 邦 彦

熊本市長に対する措置請求について(通知)

平成 22 年 6 月 3 日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受理

本件監査請求は所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 22 年 6 月 4 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査委員の除斥について

議員から選任された西泰史監査委員及び牛嶋弘監査委員は、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接利害関係のある事件に当たるため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本件住民監査請求から除斥した。

2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

熊本市長は、熊本市議会の各議員（以下「各議員」という。）に対し、平成20年度に熊本市議会政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）を交付したが、交付を受けた全議員の領収書を閲覧した結果、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）に定める使途基準に違反した不適正・不適切な使用の事例（以下「本件各支出」という。）が見られた。

熊本市長は、使途基準に違反して政務調査費を使用した各議員に対し、本件条例に基づき本件各支出相当額を熊本市に返還するよう求めるべきところ、返還を求めていないので、適切な措置を講じるよう求める。

本件各支出（注：整理の都合上、本件各支出のそれぞれに一連の番号と枝番を附した。）

- (1) 領収書又はこれに代わるものがない支出
- (2)-1 領収書に品名が記載されていない支出
- (2)-2 明細のない事務用品代の支出
- (3)-1 三親等以内の者に対する支出
- (3)-2 文書配付料の支出
- (3)-3 領収書のない人件費の支出と会派に派遣された事務補助職員の人件費の支出
- (4)-1 目的がわからない旅費の支出
- (4)-2 目的等が不明で高額な旅費の支出
- (4)-3 個人のスキルアップのためになされた支出
- (4)-4 年会費の支出
- (5)-1 行先・目的が記載されておらず走行距離の証明がないガソリン代及びタクシー代の支出
- (5)-2 プリペイドカード代の支出
- (6)-1 書名の記載がない書籍代の支出
- (6)-2 政務調査費と関係がない書籍代の支出
- (7) 高額な茶菓子代の支出
- (8) 広報誌の添付がない広報誌の送料及び配布手数料の支出
- (9) 必要性が認められない高額商品代の支出
- (10) 備品の所在と台帳、管理システムの監査を求める
- (11) 月極駐車代の支出
- (12)-1 每月2回及び同日2ヶ所の支払いがある水道光熱費の支出
- (12)-2 領収書の添付がなく、自宅の一部である事務所の電気代の支出

3 監査の対象事項と判断事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件各支出を監査の対象事項とし、次の2点について判断することにした。

- (1) 本件各支出に関し熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か。
- (2) 本件各支出が本件条例等で定める使途基準に合致しているか否か。

なお、措置請求書及び事実証明書並びに請求人の陳述内容から、本件各支出については次に示す表のように解した。

『本件各支出一覧表』（一覧表の中、*印は監査委員による補足説明。）

(1) (領収書又はこれに代わるものがない支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
竹原 孝昭 議員	電話料(69,743) 電気代(45,928) 旅費(152,755) 新聞代(2,900)
紫垣 正仁〃	鉄路出張宿泊代(9,500)
重村 和征〃	人件費(1,200,000)
上田 芳裕〃	携帯電話料(58,690)
澤田 昌作〃	小倉出張(6,900)
田尻 善裕〃	高速料金(12,850)
津田 征士郎〃	鉄路出張宿泊代(9,500)
日和田 よしこ〃	高速料金(8,200)
藤岡 照代〃	地域情報誌(9,000)
牛嶋 弘〃	切手(4,000) 事務消耗品(3,290)
主海 健佐雄〃	タクシーデ(2,320)
鳴田 幾雄〃	電話料金(89,542)

(2)-1 (領収書に品名が記載されていない支出)

議員名	具体的な内容
日和田 よしこ議員	品代・・・何の品代か不明

(2)-2 (明細のない事務用品代の支出)

議員名 *(請求書には、議員名だけ記載されている。)
紫垣正仁議員、田中敦朗〃、原亨〃、大石浩文〃、田尻善裕〃、東美千子〃、齊藤聰〃、東すみよ〃、藤岡照代〃、下川寛〃、北口和皇〃、田尻将博〃、田辺正信〃、牛嶋弘〃、西泰史〃

(3)-1 (三親等以内の者に対する支出)

議員名	具体的な内容 *(請求書に記載されたものをそのまま転記)
*(記載なし)	使途基準では3親等以内の親族への依頼は不可となっている公務を行った報酬として支払われた人件費の領収書の名前が黒塗りであったり、領収書がないため判断することができない。違法・不当な支出の返還を求める。

(3)-2 (文書配付料の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す。
東 すみよ 議員	議会報告郵送作業・配付 (2万円の4回)・・・支払先不明

(3)-3 (領収書のない人件費の支出と会派に派遣された事務補助職員の人件費の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す。
重村 和征 議員	人件費 (120万円)・・・領収書紛失、雇用契約写しなし。

(4)-1 (目的がわからない旅費の支出)

議員名	具体的な内容
田中 敦朗 議員	視察の目的不明・・・屋久島、大阪・京都・川崎、北九州

(4)-2 (目的等が不明で高額な旅費の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
田尻 善裕 議員	調査・視察 (大阪、東京、熊本)・・・目的、視察地不明 特に熊本の調査視察 (62,800) は期日・視察地不明

(4)-3 (個人のスキルアップのためになされた支出)

議員名	具体的な内容
前田 憲秀 議員	研修会参加・・・プログラムや報告書がないので政務調査関係かどうかわからない。公会計セミナー、日本経営協会研修 (4回7日)、医業研修会

(4)-4 (年会費の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す。
田辺 正信 議員	民主党くまもと政治塾第2期年会費 (5,000円)

(5)-1 (行先・目的が記載されておらず走行距離の証明がないガソリン代及びタクシ一代の支出)

	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。	
議員名	車燃料代	タクシ一代・高速料金
紫垣 正仁 議員	(527,361) 月毎計算、行先と目的不明。 走行距離の証明なし	
北口 和皇 ハ	(449,540) 年間計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	(19,540) 目的・行先不明
西 泰史 ハ	(362,859) 年間計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
津田 征士郎 ハ	(356,495) 年間計算、19,270 km × 0.5 証明なし、行先・目的不明	
有馬 純夫 ハ	(307,063) 行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
白河部 貞志 ハ	(292,170) 月毎計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
倉重 徹 ハ	(253,820) 行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
佐々木 俊和 ハ	(245,185) 月毎計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
澤田 昌作 ハ	(244,329) 走行距離証明と領収書なし、行先・目的不明	
前田 憲秀 ハ	(220,335) 年間計算、行先と目的不明、領収書と走行距離証明なし	
日和田よしこ ハ	(182,557) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(32,840) 21回 目的・行先不明 (8,200) 高速料金、領収書紛失
磯道 文徳 ハ	(180,359) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(13,840)
三島 良之 ハ	(160,969) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	
古川 泰三 ハ	(159,749) 月毎計算、行先・目的不明	
重村 和征 ハ	(129,215) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(22,880) 8回 目的・行先不明
齊藤 聰 ハ	(119,565) 年間計算、行先・目的不明、 6463 km × 0.5、証明なし	
藤岡 照代 ハ	(114,737) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(12,480) 10回 目的・行先不明

東 美千子 議員	(90,336) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(74,820) 41回 行先記載 12回、他は目的・行先不明
上田 芳裕 リ	(71,429)	
大石 浩文 リ	(66,140) その都度支払、行先・目的不明	
田尻 善裕 リ	(58,441) その都度支払、行先・目的不明、領収書あり	(7,710) 目的・行先不明 (12,850) 高速道料金、領収書紛失
田尻 将博 リ	(57,979) 年間計算、行先・目的不明	
澤田 昌作 リ	(44,329) 年間計算、行先・目的不明、走行距離計算、領収書なし	
藤山 英美 リ	(44,069) その都度支払、領収書あり、行先・目的不明	
竹原 孝昭 リ	(43,389) 月毎計算、行先・目的不明	(8,700) 目的・行先不明
田中 誠一 リ	(42,917) 月毎計算、領収書有り、行先・目的不明、	(2,080) 目的・行先不明
田中 敦朗 リ	(41,170) 月毎計算、領収書有り、行先・目的不明、	
満永 寿博 リ	(23,489) 領収書有り、行先・目的不明、	
主海 偉佐雄 リ	(22,526) 月毎計算、行先・目的不明、	(2,230) 領収書紛失、目的・行先不明
下川 寛 リ	(11,013) 行先・目的不明、領収書と走行距離の証明なし(カード決済)	
牛嶋 弘 リ	(9,072) その都度支払、領収書あり、行先・目的不明	
鈴木 弘 リ		(18,600) 目的・行先不明
高島 和男 リ		(4,637) 目的・行先不明

(5)-2 (プリペイドカード代の支出)

議員名	具体的な内容
大石 浩文 議員	スイカ(1,000円)・・・プリペイドカード(使途基準で禁止)

(6)-1 (書名の記載がない書籍代の支出)

議員名 *(議員名のみ記載されている。)
重村和征議員、田尻善裕リ、東美千子リ、齊藤聰リ、津田征士郎リ、藤岡照代リ、 日和田よしこリ(9件は書名あり、4件は書名なし)、満永寿博リ、田尻清輝リ 田尻将博リ、牛嶋弘リ、落水清弘リ、嶋田幾雄リ、西泰史リ、磯道文徳リ

(6)-2 (政務調査費と関係がない書籍代の支出)

議員名	具体的な内容
日和田 よしこ 議員	「赤毛のアンの世界」「願いを聞いてもらう方法」「パリの小さな店案内」「カンボジア旅行記」「世界一の美女の創り方」 5冊は政務調査費と関係ないのではないか。

(7) (高額な菓子代の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
北口 和皇 議員	菓子代(17回、70,160)

(8) (広報誌の添付がない広報誌の送料及び配付手数料の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す。
東 すみよ 議員	議会報告郵送作業・配付(2万円の4回)・・・支払い先不明

(9) (必要性が認められない高額商品代の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
竹原 孝昭 議員	デジカメ(44,800)
田中 誠一〃	椅子(15,000) 机(29,500)
くつき 信哉〃	デジカメ(56,259)
田中 敦朗〃	DVD レコーダ(46,580) カメラ・メモリーカード(44,800)
澤田 昌作〃	デジカメ・プリンター・メモリー式(49,800)
大石 浩文〃	デジカメ(38,560)、パソコン(174,800)、ノートパソコン(225,800) プリンター(13,900)
高島 和男〃	デジカメ
田尻 善裕〃	椅子(48,700)、パソコン机(15,800)
有馬 純夫〃	携帯電話(55,335)
齊藤 智〃	パソコン(178,600)
津田 征士郎〃	デジタルカメラ・プリンター式(96,874)
藤山 英美〃	デジカメ(49,800)、テレビ(127,000)、DVD ライター(39,800) DVD プレイヤー(39,800)、ビデオカメラ(94,800)、バッテリー(11,800)、モニターシステム式(96,874)、中古パソコン(49,500)
下川 寛〃	デジカメ(45,600)、レコーダー(31,960)、カード型 FOMA 機(23,520) スキャナー(26,313)
北口 和皇〃	カメラ(47,350) カメラレンズ(36,750)
田尻 清輝〃	デジカメ(46,800) 万年筆(16,170)
日和田 よしこ〃	パソコン(221,800)、ラベルライター(32,800)

藤岡 照代 議員	パソコンシステムモニター一式(294,000)
田尻 将博 ハイ	プリンターエプソン(31,479)
主海 偉佐雄 ハイ	ノートパソコン(124,800)
家入 安弘 ハイ	マイクシステム機(100,000)
牛嶋 弘 ハイ	デジカメ(21,000)、印刷機オーバーホール (197,400)

(10) (備品の所在と台帳、管理システムの監査を求める。)

議員名	具体的な内容 * (請求書に記載されたものをそのまま転記)
* (記載なし)	備品の所在と備品台帳の監査、管理システムがどうなっているかの監査を求ること。

(11) (月極駐車場代の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
田尻 善裕 議員	来訪者用駐車場代(年間 126,000)

(12)-1 (毎月 2 回及び同日 2 ケ所の支払いがある水道光熱費の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
竹原 孝昭 議員	電気料(45,928)・・・同日に 2 ケ所の支払いはなぜ?
牛嶋 弘 議員	水道代・・・毎月 2 回の支払い、按分はされていない 電気代・・・毎月 2 回の支払い

(12)-2 (領収書の添付がなく、自宅の一部である事務所の電気代の支出)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
白河部 貞志 議員	電気代(年間 90,602 と 126,955 按分) 日付は同日(3 月 31 日) 按分計算をするため領収書なし

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人に対し、平成 22 年 6 月 9 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から「情報公開条例に基づく開示請求手続に日時を要しているため、新たな証拠の提出が遅延する。」との申し出があった。新たな証拠は監査請求書の内容を変更又は追加するものではないことを確認したので、遅延を承諾した。

平成 22 年 6 月 16 日に新たな証拠の提出があったのでこれを受け付けた。

5 監査の方法など

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 22 年 7 月 5 日に下記の職員から事情聴取を行った。

熊本市議会事務局長、同次長、同総務課の職員

(2) 関係人の調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、必要に応じて各議員に文書で照会するとともに、平成 22 年 7 月 26 日に下記の議員から事情を聴取した。

- ・事情聴取を行った議員

上田芳裕議員、重村和征議員、日和田よしこ議員

- ・文書による照会を行った議員

重村和征議員ほか 25 名

(3) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令並びに裁判例など参照した。

第 3 監査の結果

1 主文

本件各支出(3)-1、(3)-2 及び(10) に関する請求については、所要の法定要件を具備しているものと認めることができないので、請求を却下する。

その余の本件各支出に関する請求については、請求人の主張には理由を認めることができないので、請求を棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員からの事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 政務調査費の制度の概要

政務調査費は、平成 12 年の地方自治法の一部改正によって法制化され、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。普通地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、議会の役割がますます重要になってきていることから、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨で制度化された(衆議院地方行政委員会・地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明から)。

地方自治法は政務調査費に関して「普通地方公共団体が条例の定めるところにより、

その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として「会派又は議員に対し」交付することができる、と規定していることから、政務調査費を交付するかどうかは各普通地方公共団体の判断に委ねられているといえる。そして、普通地方公共団体が政務調査費を交付しようとするときは、その交付先、額及び交付の方法などを条例で定めるよう規定している。

また、政務調査費の使途の透明性を確保するため、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより」政務調査費の収入及び支出の報告(以下「收支報告書」という。)を議長に対して提出しなければならないとされている。

政務調査費の収入及び支出の報告を議長に対して提出することと規定した地方自治法の趣旨について最高裁は「この趣旨は、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、調査研究報告書の会派内部における活用と政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、調査研究報告書には会派及び議員の活動の根幹にかかる調査研究の内容が記載されるものであることに照らし、議員の調査研究に対する執行機関からの干渉を防止するところにあるものと解される。」と判示している(平成 17 年 11 月 10 日)。

なお、本件条例の規定では、政務調査費を交付した熊本市長に対しては、熊本市議會議長(以下「議長」という。)から收支報告書の写しが送付されることになっている(7 条)。

さて、政務調査費が法制化される以前においては、地方自治法 232 条の 2(寄附又は補助)の規定を支出の根拠として議会の会派に対し、補助金又は交付金を交付していた普通地方公共団体が多数存在し、熊本市もまた議会の会派に対し、市政調査研究費を交付していた。

(2) 政務調査費に関する法令の定めについて

ア 政務調査費に関する地方自治法の規定

(ア) 100 条 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

(イ) 100 条 15 項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

イ 本件条例

熊本市では、地方自治法 100 条 14 項及び 15 項の規定を受けて平成 13 年 3 月に熊本市議会政務調査費の交付に関する条例を制定、平成 16 年 3 月 31 日に同条例を改正して本件条例を制定した。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 2 条(交付対象)

政務調査費は、熊本市議会の議員の職にある者に対して交付する。

- (イ) 3条(交付額及び交付の方法)
1項 政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額20万円を一会計年度の半期ごとに交付する。
- (ウ) 5条(使途基準)
議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。
- (エ) 6条(収支報告書の提出)
1項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成しなければならない。
2項 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
4項 政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費に関する領収書等の写し(9条において「領収書等」という。)を前2項の規定により提出する収支報告書と併せて提出しなければならない。
- (オ) 7条(収支報告書の写しの送付)
議長は、前条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。
- (カ) 8条(政務調査費の返還)
1項 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度において、交付を受けた政務調査費の総額から市政の調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。
2項 市長は、政務調査費の交付を受けた議員が各号のいずれかに該当すると認めたときは、政務調査費の一部又は全部の返還を命じることができる。
(1) 5条又は前項の規定に違反した場合
(2) 政務調査費について、虚偽その他不正行為があったと認められる場合
- (キ) 9条(収支報告書の保存)
議長は、6条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (ク) 10条(委任)
この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長及び市長が別に定める。

ウ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

本件条例10条の規定を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「本件規則」という。)が定められている。その主な内容は次のとおりである。

- (ア) 5条(使途基準)
条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に定めるとおりとする。

別表(第5条関係)

科 目	内 容
調査研究費	議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費
研修費	議員又は会派が研修会、講演会等を開催するため又は他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費
資料作成費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員又は会派が、その調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費
広聴費	議員又は会派が市、議員及び会派の政策等に対する市民からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
会議費	議員又は会派が行う調査研究活動に係る各種会議で、研修費の対象となる研修会、講演会等に該当するもの以外のものに要する経費
人件費	議員又は会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する経費
事務通信費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な通信、連絡等の用に供する設備等に要する経費

(イ) 6条(政務調査費の返還)

政務調査費の返還は、政務調査費返還届(様式第5号)により行うものとする。

エ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程

本件条例10条の規定を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程(以下「本件規程」という。)が定められている。その主な内容は次のとおりであるが、本件規程3条の別表は、別紙1のとおりである。

(ア) 2条(支出の原則)

政務調査費は、次に掲げる事項を原則として支出されなければならない。

- (1) その目的に合致した経費に充てられること。
- (2) 金額等に妥当性が認められる経費に充てられること。
- (3) 適正な手続きが行われること。
- (4) 支出に関する書類が整備されていること。

(イ) 3条(使途基準等)

1項 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表に定める使途基準の細目等については、別表に定めるところによる。

2項 政務調査費の交付を受けた議員の活動が、政務調査及びそれ以外の活動のいずれにも該当すると認められるときは、当該活動に要した経費について、別表に定める割合に基づき算定される額を政務調査に要した経費の額とみ

なす。

(ウ) 4条(議長の調査)

議長は、政務調査費収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し(以下これらを「収支報告書等」という。)が、条例6条の規定により提出された場合において、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務調査費の支出について調査することができるものとする。

(エ) 5条(支出伝票等の整理保管)

1項 議員は、政務調査費の支出について支出伝票、出張記録書及び出納簿(以下これらを「支出伝票等」という。)を調製しなければならない。

2項 議員は、領収書等の証拠書類及び支出伝票等を当該政務調査費に係る収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

3項 議員は、政務調査費の支出についてやむを得ない理由により領収書を徵し得ない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

(3) 市政の調査研究活動に係る熊本市の交付金の推移について

ア 熊本市議会市政調査研究費の交付

熊本市議会市政調査研究費は、昭和47年に施行された熊本市議会市政調査費交付要綱に拠って交付が開始された。当該要綱は、平成7年度末をもって廃止され、平成8年度から熊本市議会市政調査研究費交付要綱とその実施細目を定めた熊本市議会市政調査研究費運営細目が新たに施行された。

上記の要綱や運営細目によると、調査研究費は「熊本市議会における市政に関する調査研究の推進に資するため」の「経費の一部」で「熊本市補助金等交付規則」(昭和43年10月1日規則第44号)の適用を受ける補助金又は交付金であるとされていた。

市政調査研究費は、議員が結成した会派に対し、交付されることになっていたが、所属議員が1人の会派も交付の対象とされた。また、交付の目的や趣旨から、報酬や費用弁償とは厳に区分して取り扱う必要が認められ、要綱でその使途が具体的に規定されていた。

市政調査研究費の交付月額は、昭和47年には会派の所属議員1人あたり1万円であったものが漸次増額され、平成3年度からは14万円となった。

イ 熊本市議会政務調査費の制度化

平成12年5月31日に地方自治法が改正され、普通地方公共団体の議会の議員の「調査研究に資するため必要な経費」、いわゆる政務調査費の交付が制度化された。

地方自治法の改正以降、政務調査費は、要綱に拠るのではなく、条例の定めに拠ることが必要とされたので、市政調査研究費に係る要綱は平成12年度末をもって廃止され、新たに「熊本市議会政務調査費の交付に関する条例」が制定された。

同条例は、上記改正地方自治法の施行日と同日である平成13年4月1日から施行された。

地方自治法では、政務調査費の交付対象を「会派又は議員」と規定しているが、熊

本市の条例では従来どおり「会派」が交付の対象とされ、所属議員が1人の会派も交付の対象とされた。交付月額を会派の所属議員1人あたり20万円とし、四半期ごとに交付する方法が採られた。

ウ 政務調査費に関する条例の一部改正

前記イで述べた「熊本市議会政務調査費の交付に関する条例」は、会派に対して交付されていた政務調査費を議員個人に交付することや、四半期ごとに交付していた政務調査費を一回計年度の半期ごとに交付すること、などを主な内容とする一部改正がなされた。改正条例は平成16年4月1日から施行された。

エ 本件政務調査費

「政務調査費運用の手引き」(平成20年3月、熊本市議会)によると、「平成19年度の統一地方選挙により新たな市議会議員構成となったことから、地方自治の確立に必要不可欠な議会の活性化策を検討するため、議会運営委員会の承認の下、議会活性化検討会を設置し、その検討項目の一つとして政務調査費について」「使途の透明性の向上や、情報公開の推進」などの検討を行った。その結果「熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程を制定し、その別表で使途基準の細目等を定め」「新たに定めた施行規程は、他都市には類例を見ないものになった。」

また、同検討会の検討結果を受けて「熊本市議会政務調査費の交付に関する条例」も一部改正され、「6条で領収書等の証拠書類の写しを提出するよう義務付けた他」「施行規程4条で議長の調査を謳」った。

以上のような経緯を経て改正された条例及び新たに制定された施行規程は、いずれも平成20年度から施行されることになった。

したがって、本件政務調査費は、政務調査費の透明性などを確保する目的をもって制定された本件条例並びに使途基準の細目等を定めるため新たに制定された本件施行規程に基づいて交付された、はじめての政務調査費である。

3 判断

(1) 「本件各支出に関して熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か」について

ア 収支報告書について

地方自治法が「条例の定めるところにより、当該政務調査費の収入及び支出の報告を議長に提出するものとする。」(100条15項)と規定した趣旨について最高裁が「この趣旨は……(中略)……議員の調査研究に対する執行機関からの干渉を防止するものにあると解される。」と判示していることはすでに述べたとおりである(前記「2 事実関係 (1) 政務調査費の制度の概要」参照)。

イ 政務調査費に関する議長の調査権限について

地方自治法及び本件条例、本件規則並びに本件規程(以下「本件条例等」という。)の規定によると、政務調査費の交付を受けた各議員は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに当該政務調査費に関する領収書等の証拠書類の写しを収支報告書と併せて議長に提出しなければならないと定めている(本件条例6条)。また、収支報告書等の提出を受けた議長は、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務調査費の支出について調査することができるものとされている(本件規程4条)。

地方自治法や本件条例等の規定からすると、議長は政務調査費に係る調査権限や審査権限を有しているものと解される。

ウ 政務調査費に関する市長の調査権限について

一方、熊本市長の政務調査費に係る調査権限を定める規定は、地方自治法及び本件条例等のいずれにも存在せず、本件条例の規定によって、議長から収支報告書が送付されるに過ぎない(本件条例7条)。

しかし、法令等に直接的な規定がないからといって、公金たる政務調査費に関する調査権限や審査権限が全て議長や議会の自律にのみ委ねられていて、市長の当該調査権限や審査権限が除外されていると解することはできない。

地方自治法の収支報告書に係る規定に関する前記最高裁の判決は、会派ないし議員の調査研究活動そのものに対する執行機関の干渉を防止する趣旨であることを述べているに過ぎないのであって、市長が、公金たる政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し審査することに対し、議会や議員の自律性を侵害し、また干渉するものであると述べているわけではない。

そして、公金たる政務調査費を支出した市長は、予算の執行に関する長の調査権等を定めた地方自治法221条1項の規定の趣旨等から考察しても、当該政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し、審査する権限を当然に有するものと解することが相当である。

このことに関し、仙台高等裁判所は「・・・収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書の整理保管が議員に義務付けられることからすると・・・(中略)・・・支出したもののが本件使途基準に照らして適正なものであるか否かについては、公金たる政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない。・・・(中略)・・・本件条例や本件規則には、市長の調査権限を定めた規定がないことは控訴人の主張するところであるが、公金を管理する者として、その公金が適正であったか否かを審査し得ることは当然である。

また、・・・(中略)・・・支出が適正であったか否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとはいえない。・・・(中略)・・・必要な支出をしたことを裏付ける資料がない支出がある以上、控訴人が不当利得返還請求をしないことは違法な懈怠にあたるというべきである。」(平成19年4月26日判決)と判示する。

エ 本件政務調査費に関する熊本市長の「怠る事実」について

以上のことからすると、公金たる政務調査費については「交付する者の審査を受ける

ことが予定されているものといわざるを得ない」のであり、仮に、政務調査費が不適正に使用された事実が存在しているにも拘らず、当該政務調査費を使用した者に対し、「公金の管理」を行うべき熊本市長が相当額の返還の請求をしていなければ、当該返還請求権の不行使は、地方自治法 242 条 1 項で規定する「財産の管理を怠る事実」（最高裁、昭和 62 年 2 月 20 日判決を参照）に当たるもので、住民監査請求の対象になるといえる。

才 結論

したがって、本件各支出のなかに、本件使途基準に合致しない不適正なものが認められるにも拘らず、当該本件各支出に関して、熊本市長が相当額の返還の請求を行っていない事実が認められるとすれば、当該返還請求権の不行使は「財産の管理を怠る事実」に該当するものであると考える。

(2) 「本件各支出が本件条例等で定める使途基準に違反しているか否か」について

[1] 判断の基準について

政務調査費の制度は地方議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るものである。そして、地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権能があり、議員の調査研究活動もまた多岐にわたるものであるから、調査研究活動と市政との関連性、その目的や必要性、方法や態様等については基本的には議員の裁量に委ねられていると考えられる。

しかしながら、政務調査費が地方公共団体の公金から支出され、その財源が住民の経済的負担に依拠している以上、これを用いて議員が行う市政に関する調査研究活動は、市政と無関係に行われるものであってはならず、また、無制約に認められるものではない。

地方自治法の規定を受けて制定された本件条例 5 条並びに本件条例 10 条の委任を受けて制定された本件規則 5 条並びに本件規程 3 条には、政務調査費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）が定められているが、政務調査費としての支出がその必要性、合理性を明らかに欠くような場合には、本件使途基準に適合しないものといえる。

以上のことに鑑みると、本件各支出が本件使途基準に合致するかどうかは、議員が行った調査研究の目的と市政の関連性、調査研究活動の内容と調査研究目的の関連性、支出額の相当性、調査研究結果の市政への影響等を総合的に勘案して考察することが相当であると考える。

[2] 本件各支出の個別的な検討

ア 本件各支出(1)（領収書又はこれに代わるものがない支出）について

請求人は、「領収書の添付が義務付けられているにも拘らず、政務調査費に関する領収書、またはそれに代わるものがない場合は」「使途基準違反」であり（銀行口座

の)「振込み」や「引き落とし」及び(他の用途との)「按分だから」も(領収書が添付されていない)「理由にはならない。」と主張している。

本件各支出(1)

議員名	具体的な内容 * ()は支出額を示す、単位は円。
竹原 孝昭 議員	電話料(69,743) 電気代(45,928) 旅費(152,755) 新聞代(2,900)
紫垣 正仁〃	釧路出張宿泊代(9,500)
重村 和征〃	人件費(1,200,000)
上田 芳裕〃	携帯電話料(58,690)
澤田 昌作〃	小倉出張(6,900)
田尻 善裕〃	高速料金(12,850)
津田 征士郎〃	釧路出張宿泊代(9,500)
日和田 よしこ〃	高速料金(8,200)
藤岡 照代〃	地域情報誌(9,000)
牛嶋 弘〃	切手(4,000) 事務消耗品(3,290)
主海 健佐雄〃	タクシーデ(2,320)
嶋田 幾雄〃	電話料金(89,542)

(ア) 領収書等の証拠書類について

本件条例6条4項の規定は、収支報告書と併せて政務調査費に関する「領収書等の証拠書類」の写しを議長に提出するよう定めている。

領収書等は支出を裏付ける重要な証拠書類であり、公金の支出の相手方から領収書等を徴することは最も初步的、基本的な会計上の行為であると同時に、公金である政務調査費を適正に使用したことの説明責任を果たすうえで欠くことが出来ない証拠書類であることは、改めていうまでもないことである。

しかしながら、本件政務調査費の関係各書類を精査したところ、収支報告書等を提出する側もこれを審査する側も、領収書等の重要性に対する認識が希薄であり、その取扱いが全般的に安易に過ぎる感拭うことができなかつた。

これは、本件使途基準がはじめて適用されたことに伴い、その解釈や事務手続に混乱等が生じたことなどが事情のひとつにあったものと推測された。

要するに双方が不慣れであったため、事務的に多くの齟齬が生じたものと考えられた。

本来、このような事情について考慮することはできないものの、本件各支出が本件使途基準に合致しているか否かを検討するにあたって、やむを得ない事情のひとつとして考慮せざるを得ないものと考える。

なお、今後、本件条例で定める領収書等についてはその重要性を再認識され、また、その取扱いについては特に改善に努められるよう、この機会に強く要望するものである。

さて、本件各支出(1)の支出伝票には、いずれも領収書等が添付されていないが、本件規程では「やむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は、支払証

明書をもってこれに代えることができる。」とされている。

したがって、本件各支出(1)のそれぞれの支出について「やむを得ない理由」の存否についての検討が必要であるが、上記のような事情を考慮したとしても、社会通念上明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、と認められる支出については、本件使途基準に合致しないものとすることが相当である。

(イ) 本件各支出(1)の個別の検討

① 竹原議員

a 「電話料」の内訳は、市政の調査研究のための事務所に設置された固定電話料とFAX使用料及び携帯電話の通話料で、支出科目は事務通信費である。固定電話料とFAX使用料は、当該事務所が市政の調査研究のためにのみ使用され、他の用途との併用がないことからその全額が、また、携帯電話の通話料は、本件規程に定める使途基準にしたがって按分され、その2分の1相当額が支出されている。

これら「電話料」に係る支出総件数30件のうち22件には支出伝票に領収書の写しが添付され、他の8件については支払証明書に「領収書紛失」と記載されている。当該8件は6月分ないし9月分の支出であることから、その間の領収書をまとめて紛失したと思われる。当該8件のそれぞれの支出額と22件の「電話料」の領収書の額とを比較検討すると、当該8件の「電話料」は、22件の「電話料」のほぼ平均額となっていて、著しく高額であるとはいえない。

このように、当該8件の支出の額に妥当性が認められることや「電話料」は通常、月々必ず生じる支出であるから当該8件の支出の存在及び支出の必要性は容易に推認される。

以上のことから、領収書の添付がないことに関し、社会通念上、明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

b 「電気代」は、市政の調査研究のための事務所の2種類の電気代で、事務所費から支出されている。「電気代」に係る支出総件数24件のうち16件には領収書の写しが添付されているが、6月分ないし9月分の8件について支払証明書に「領収書紛失」と記載されている。

当該8件は6月分ないし9月分の支出であることから、その間の領収書をまとめて紛失したことが推測される。

また、当該8件のそれぞれの支出額を16件の支出額と比較検討すると、月々の電気代としてその額に妥当性が認められること、電気代は通常、毎月必ず定期的に生じる支出であるから、当該8件の支出の存在及び支出の必要性が容易に推認される。

以上のことから、領収書の添付がないことに関し、社会通念上、明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

c 「旅費」は、平成20年10月に第3回全国市議会議長会研究フォーラムin釧路への参加及び道南地域の農畜産業視察の調査研究活動のために要した国内調査費で、総額20万円余が調査研究費から支出されている。出張記録書が添付され、また、研究フォーラムに関する資料などが提出されていて、宿泊先

の領収書等も添付されている。しかし、国内調査に際して旅行代理店に支払った旅行代金 152,755 円については、支払証明書に「領収書紛失」と記載されている。調査研究活動の事実が認められることからすると領収書の添付がないことに関し、社会通念上、明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、とまでは言えない。

なお、紛失の理由等について同議員に問合せた結果、旅行代理店から再発行された当該「旅費」に係る 152,755 円の領収書の写しが本職に対して提出された。

d 「新聞代」は、資料購入費から支出されている。「新聞代」に係る総支出件数 30 件のうち、29 件には領収書の写しが添付されているが、残り 1 件の支出のみ領収書の添付がなく、支払証明書に「領収書紛失」と記載されている。1 件を除く他の支出全てに領収書が備えられていることからすると領収書の添付がないことに関して「やむを得ない理由」が存在するものと認められる。

② 紫垣議員

「釧路出張宿泊代」は、平成 20 年 10 月に第 3 回全国市議会議長会研究フォーラム in 釧路出席のために要した国内調査費の一部で、研修費から支出されている。宿泊したホテル代について支払証明書に「領収書紛失のため」と記載されている。

出張記録書が備えられ、上記の国内調査費に係る他の支出に関しては領収書が全て添付されていること、調査研究活動の事実が認められることからすると「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

③ 重村議員

「人件費」は、調査研究活動の補助のため雇用した者に対し支払った賃金で、人件費の科目から支出されている。雇用した人員は 1 名で、平成 21 年 3 月 31 日付の 120 万円の支出伝票には領収書の写しの添付はなく、支払証明書に「領収書紛失のため」と記載されている。支払証明書に雇用契約書の写しが添付されているが、それによると賃金は「1 ケ月 10 万円」となっている。また、雇用期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとなっている。

本件使途基準では「議員の政務調査のための事務所の事務補助職員」を雇用する経費については、支出科目の人件費での支出が認められているが、支出を裏付ける領収書等が全く存在しないことについて「やむを得ない理由」が存在するとは認め難く、特に、雇用した事務補助職員から領収書等を徴し得ないことについては、社会通念上、考え難いことから、当該人件費の支出は本件使途基準に合致しないものといえる。

ところで、「政務調査費の運用の手引き」(平成 20 年 3 月、熊本市議会)では人件費の支出伝票の記載例に「臨時職員を長期間雇用する場合は、支払証明書及び雇用契約書の写しを添付することで受領書に代えることができます。」とある。上記手引きで示された記載例にしたがってこのような収支の報告が行わ

れたと考えても、領収書紛失に関し「やむを得ない理由」が存在すると認ることはできない。

さて、同議員に対し、文書によって領収書紛失に関して問合わせ、また、直接事情聴取を行ったところ、収支報告の時期に事務所を改築していて、領収書が見当たらなかったため、やむを得ず支払証明書を添えて収支の報告をした、このたび改めて探したところ、領収書を見つけた、との申し立てであった。

そして、本職に対し「人件費」に係る平成20年4月から平成21年3月まで各月10万円の12ヶ月分、合計120万円の領収書が提出された。

雇用していた事務補助職員は、当該雇用期間中同議員の事務所に居住していた、との申し立てであり、また、雇用契約書や領収書に記載された事務補助職員の住所もそのように記載されていたことから、当時の住民票を調査確認したが、同議員の申し立て内容と一致していた。

さらに、雇用していた事務補助職員と直接連絡を取って、雇用期間や賃金、領収書などに関する事情を聴取した結果、同議員の収支報告書の内容のとおりであることが確認できた。

以上のことから「政務調査のための事務所の事務補助職員」の雇用の事実並びに「人件費」に係る支出の事実が確認され、「人件費」に関して疑義を生じさせるものは認められなかった。

しかしながら、このような収支の報告は、あたかも本件使途基準に違反するかの疑念を生じさせるものである。前記「(ア)領収書等の証拠書類について」で述べたとおり、領収書の重要性並びに政務調査費の使途に関する説明責任について、今後、十分に認識されるよう重ねて要請する。

④ 上田議員

「携帯電話料」は市政の調査研究に必要な通信、連絡等に要する経費として、支出科目の事務通信費から支出された、携帯電話の通信・通話料である。措置請求書には、58,690円と記載されているが、領収書が添付されていない支出伝票の支出の合計額は72,433円である。また、本件使途基準にしたがって、携帯電話の通信料等はその2分の1相当額が支出されている。支払証明書には「領収書紛失のため」と記載されている。

さて、平成20年4月から平成21年3月までの各月支出伝票の12ヶ月分の全てに領収書が添付されていないことについて「やむを得ない理由」が存在するとは、社会通念上、認め難いところであるが、このことについて同議員に対し文書によって問合わせ、また、直接事情聴取を行ったところ、保管管理が徹底せずに自宅に郵送されてくる領収書を紛失したことは事実である、との申し立てであったが、同議員が調査研究活動のため使用している当該携帯電話は、同議員の妻の名義になっていた。

同議員から、議員に当選する相当以前から妻名義の携帯電話を使用してきており、現在もそのままになっているが、同議員名義に変更手続中であることが申し立てられた。

そして、妻名義ではあるが「携帯電話料」の明細が記載された、業者発行の「料金支払内訳書」の写しが、領収書に代わるものとして提出された。

上記「料金支払内訳書」に基づいて計算すると、当該「携帯電話料」に係る支出額との間に相違はなかった。また、同議員の名刺には当該携帯電話番号が記載されていること、会派に対し当該携帯電話番号が連絡先として登録されていることなどを調査のうえ確認した。これらのことから、当該携帯電話が同議員の調査研究活動に使用されている事実が確認できた。

以上のようなことから、社会通念上明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

しかしながら、どのような理由があるにせよ、自己名義以外の者の通話料に対し、公金である政務調査費を充てることは、政務調査費の適正な使用に関して疑念を生じさせるものであるというほかなく、速やかに改善を措置されるよう要請する。

なお、その後、同議員からは、名義変更関係の書類が示されたうえ、名義変更手続を完了した旨の通知があった。

⑤ 澤田議員

「小倉出張」は、平成 20 年 8 月に第 16 回全国若手市議会議員総会及び研修会に参加した際の JR 往復運賃で、研修費から支出されている。

支払証明書に「領収書の発行を忘れたため」と記載されている。同総会及び研修会に関するパンフレットや総会及び研修時の写真が添付され、研修会に係る支出などには領収書が添付されている。また、熊本から小倉までの JR 往復の回数券タイプの乗車券代が本件支出額と同額であることを調査のうえ確認した。

以上のことから「やむを得ない理由」が存在するものと認められる。

⑥ 田尻議員

「高速料金」は、他都市に関する調査研究活動のため高速道路を利用した際に支出した利用料金で、調査研究費から支出されている。措置請求書では、「高速料金 12,850 円と」なっているが、「高速料金」として支出された 7 件のうち、4 月 5 日の往復の高速料金 8 千円の支出のみ領収書の添付がなく、支払証明書に「領収書紛失のため」と記載されている。

「高速料金」支出にあたっては、行先や目的等も記載されていることから調査研究活動の事実が推認され、また、支払証明書に記載されたとおり当該「高速料金」は往復で 8,000 円であることを調査のうえ確認した。

以上のことから、領収書の紛失について「やむを得ない理由」が存在するものと認められる。

⑦ 津田議員

「釧路出張宿泊代」は、平成 20 年 10 月に第 3 回全国市議会議長会研究フォ

ーラム in 釧路に参加し、北海道開発局網走開発部等の調査のために支出されたもので、研修費から支出されている。宿泊したホテル代について支払証明書に「領収書紛失のため」と記載されている。領収書に代わるものとして宿泊に要した額などが記載された旅行代金精算内訳書が添付されている。当該出張は市政との関連性や必要性などが認められるとともに出張の事実が推認できることから、領収書の紛失について「やむを得ない理由」が存在するものと認められる。

⑧ 日和田議員

「高速料金」は、他都市に関する調査研究活動のため高速道路を利用した際に支出した利用料金で、調査研究費から支出されている。当該調査研究活動の経費として「高速料金」並びに宿泊に係る 13,700 円が支出されているが、そのうち「高速料金」8,200 円に係る支出について支払証明書が添付され「領収書紛失」と記載されている。支出伝票には調査研究活動のための行先や目的が明確に記載され、宿泊に係る支出伝票には領収書が添付されている。また、同議員が利用したと考えられるインター間の往復「高速料金」が 8,200 円で、支出額と同額であることを調査のうえ確認した。

出張記録書も作成されていて、当該調査研究活動の事実が確認できること、当該調査研究活動には市政との関連性や必要性が認められることから、領収書の紛失について「やむを得ない理由」が存在するものと認められる。

⑨ 藤岡議員

支払証明書には、「地域情報誌」は教育や都市問題に関する地域情報関係の情報誌の年間購読代金とあり、資料購入費から支出されている。購入した書籍名などが明示され市政との関連性や購入の必要性が認められることから、領収書の紛失について「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

⑩ 牛嶋議員

「切手」は、調査研究活動の結果報告を郵送するため購入した切手代を広報費から支出したものであり、「事務消耗品」は事務所費から支出したものである。「切手」については 6 件の支出のうち 1 件についてのみ領収書紛失とされていること、「事務消耗品」については購入の必要性や額の相当性、妥当性から、領収書の紛失について「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

⑪ 主海議員

「タクシ一代」は会議会場に移動のため使用したタクシー料金で、調査研究費から支出されている。タクシ一代の用途からして市政の調査研究活動に係る必要性は認められ、また、他の 2 件のタクシ一代の支出については領収書が添付されていること、支出の金額、支出の目的などからすると「やむを得ない理

由」が存在しない、とまではいえない。

⑫ 嶋田議員

「電話料」は、市政の調査研究のための事務所に設置された固定電話料で、事務通信費から支出されている。

措置請求書には「89,542 円」と記載されているが、領収書が添付されていない支出伝票の支出身計額は 140,271 円であった。

11 ヶ月分の電話料の支出の全てについて領収書の添付がなく、支払証明書に「領収書紛失」と記載されている。

このことについて同議員からは、入院加療期間と収支報告書の提出時期が重なったことなどが原因で、領収書の管理保管が不十分であった旨の詳細な回答がなされた。また、NTT から発行された 11 ヶ月分の「電話料」に係る「電話料金等支払証明書」の提出があった。同証明書と「電話料」の支出額とを照合してみると、同証明書の額が支出額を上回っている。これは、本件使途基準で支出が認められていない電報代とこれに係る消費税を控除した後の額を「電話料」として支出したために生じたものである。

以上のことから、「やむを得ない理由」が存在するものと認められる。

イ 本件各支出(2)-1 (領収書又はこれに代わるものがない支出)について

請求人は「品名のない領収書は政務調査費に資するものか判断できないので返還を求める」と主張している。

しかしながら、支出の額やその相当性及び支出の科目並びに領収書等などから本件使途基準に合致するか否かの判断はできると考えられることから、外形上、品名のない領収書であるからといって、当該支出が直ちに使途基準に合致しないものと認めることはできない。

本件各支出(2)-1

議員名	具体的な内容
日和田 よしこ議員	品代 *(請求書には記載がない)・・・何の品代か不明

本件監査請求書には「議員名」と「品代、何の品代か不明」とのみ記載されているだけであって、支出の額も日付も支出の科目も記載されていない。

このようなことから本件各支出(2)-1については、支出伝票を特定することが困難であったので、同議員に係る全関係書類を精査した。その結果、支出科目の資料購入費から 12 月 2 日に支出された、支出額 1,800 円の支出伝票が該当したので監査を行った。

「品代」の購入先は財団法人であり、同財団法人が発行した領収書が添付されている。支出伝票によると、「品代」の内容は「熊本城観光資料代」となっている。購入先や支出の金額及び「品代」を示す支出伝票の記載内容からしても、市政との関連性や必要性は認められ、支出科目などからその額の妥当性も認められるので、請求人の主張には理由が認められない。

ウ 本件各支出(2)-2 (明細のない事務用品代の支出)について

請求人は、上記(2)-1と同様に、「明細のない事務用品代の返還を求める」と主張している。

本件各支出(2)-2

議員名 * (議員名のみ記載されている。)
紫垣正仁議員、田中敦朗〃、原亨〃、大石浩文〃、田尻善浩〃、東美千子〃、齊藤聰〃 東すみよ〃、藤岡照代〃、下川寛〃、北口和皇〃、田尻将博〃、田辺正信〃、牛嶋弘〃 西泰史〃

請求人の主張に対する見解は上記(2)-1で述べたとおりであるから、上記(2)-1で示した観点から本件各支出(2)-2の全てについて検証した。

本件各支出(2)-2は全て事務用品代で、支出の科目は、事務通信費、事務所費、広報費、資料作成費となっている。いずれの支出伝票にも領収書が添付され、領収書の中には事務用品の明細が記載されているものもある。記載された明細を見るかぎり、その内容が使途基準に合致しないと認められるものはなかった。また、領収書に品名の記載がないものについても、領収書の発行先は全ていわゆる文具用品店であって、市政の調査研究活動の必要性や関連性などにおいて疑義を生じさせるようなものは認められなかった。また、本件使途基準では、事務用品についてその明細の記載までは義務付けていないものと解する。

以上のことから、政務調査費の使途基準に合致しないと認められる支出はなく、請求人の主張には理由が認められない。

エ 本件各支出(3)-1 (三親等以内の者に対する支出)について

本件監査請求書には「使途基準では三親等以内の親族への依頼は不可となっている公務を行った報酬として支払われた人件費の領収書の名前が黒塗りであったり、領収書がないため判断できない。違法・不当な支出の返還を求める」(原文のまま)と記載されている。

本件各支出(3)-1

議員名	具体的な内容 * (請求書に記載されたものを転記)
(記載なし)	使途基準では3親等以内の親族への依頼は不可となっている公務を行った報酬として支払われた人件費の領収書の名前が黒塗りであったり、領収書がないため判断することができない。違法・不当な支出の返還を求める。

住民監査請求においては、少なくとも当該行為が違法又は不当な支出であること、あるいは怠る事実が存在することが個別的、具体的に摘示されていることが必要であり、当該行為又は怠る事実を証する書面を添えてすることを要するものである。

しかしながら、本件各支出(3)-1に関しては、請求人は本件使途基準を述べているに過ぎず、請求人が提出した本件監査請求書をはじめ、事実証明書などの全資料及び陳述の内容を総合的に考察してもなお、当該違法又は不当な行為あるいは怠る事実の存在が個別的、具体的に摘示されていると判断することはできなかった。

したがって、本件各支出(3)-1に関しては、適法に監査請求がなされたものと認め

ることができないことから、請求を却下する。

才 本件各支出(3)-2 (文書配付料の支出)について

請求人は「文書料も同様である。違法・不当な支出の返還を求める」と主張している。

本件各支出(3)-2

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
東 すみよ 議員	議会報告郵送作業・配付 (2万円の4回)・・・支払先不明

本件各支出(3)-2は、請求の対象の事実が個別的、具体的に摘示されている。しかし、本件各支出(3)-2に関する請求の趣旨は、行政情報の開示請求によって開示された領収書を閲覧したところ、領収書の発行者名がマスキングされていたから、本件使途基準に違反しているかもしれない、というものであって、摘示した事実が違法又は不当な行為又は怠る事実に該当することを疎明するものはない。

したがって、本件各支出(3)-2に関しては、上記(3)-1と同様、違法又は不当な行為あるいは怠る事実の存在が個別的、具体的に摘示されていると判断することはできず、適法に監査請求がなされたものと認めることができないことから、請求を却下する。

なお、本件各支出(3)-2について措置請求書には「支払先不明」と記載されているが、本件各支出(3)-2の4件の支出伝票には領収書が全てに添付され、支払い先は明確である。

カ 本件各支出(3)-3 (ひとつの支出科目で120万円を超えてる人件費の支出)について

請求人は「通則によると人件費および事務所費に係る科目ごとの支出総額は、それぞれ120万円を超えてはならないとなっているが・・・(中略)・・・会派に派遣された事務補助職員の人件費も支払われているので返還を求める」と主張している。
本件各支出(3)-3

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す。
重村 和征 議員	人件費 (120万円)・・・領収書紛失、雇用契約写なし。

「通則」は本件規程で定める通則4(科目ごとの支出額の上限について)を指すものと思われる。本件規程の通則4では、支出科目の人件費の年間の支出の上限額は120万円を超えてはならないと定められている。

請求人の主張の内容は、重村議員の本件政務調査費における人件費の支出科目から120万円が支出されているのに加え、会派に所属する各議員がそれぞれ分担して負担する会派に配置された事務補助職員の人件費の一部も本件政務調査費から支出しているから、本件使途基準に違反している、というものであると解した。

しかしながら、重村議員の本件政務調査費における人件費並びにその他全ての支出科目で、会派に配置された事務補助職員に関する人件費が支出された事実は見られず、請求人の主張には理由が認められない。

キ 本件各支出(4)-1 (目的がわからない旅費の支出)について

請求人は「使途基準によると視察・研修・調査に関する旅行などは報告書・プログラム等の文書を添付する事となっているが添付されていない上、目的が分からぬ旅費の返還を求める事。」と主張している。

本件各支出(4)-1

議員名	具体的な内容
田中 敦朗 議員	視察の目的不明・・・屋久島、大阪・京都・川崎、北九州

本件各支出(4)-1 は田中議員の 3 件の国内調査に係る支出である。

1 件目は平成 20 年 5 月 19 日から同年 5 月 20 日の間で用務先は北九州市小倉周辺、
2 件目は平成 20 年 10 月 2 日から同年 10 月 4 日の間で用務先は鹿児島県屋久島町、
3 件目は平成 21 年 1 月 24 日から同年 1 月 26 日の間で用務先は大阪、京都、川崎市
である。

いずれの国内調査に関しても、調査研究の目的が明確に記載された出張記録書が作成されていて、調査事項の内容も具体的に記載されている。また、調査に要した経費の領収書等が添付されている。

以上のことから、当該調査研究活動には、市政との関連性や必要性が認められ、
また、支出された経費についても疑義を生じさせるものは認められない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

ク 本件各支出(4)-2 (目的等が不明で高額な旅費の支出)について

請求人は「熊本の視察調査と記載されているが、期日、視察地、目的が不明な上、
高額である旅費の返還を求める事。」と主張している。

本件各支出(4)-2

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
田尻 善裕 議員	調査・視察（大阪、東京、熊本）・・・目的、視察地不明 特に熊本の調査視察（62,800）は期日・視察地不明

本件各支出(4)-2 は田尻議員の 3 件の国内調査に係る支出である。

1 件目は平成 20 年 12 月 5 日の日帰りで用務先は東京である。消防庁を訪問して、
熊本市の中心市街地活性化に関する消防行政上の規制について、意見交換を兼ねた陳情を行っている。出張記録書では、消防庁の担当課長との面談も行っている。2 件目
は平成 20 年 9 月 13 日から同年 9 月 15 日の間で用務先は京都である。町家や廃校を利用した集客施設の調査研究の内容について詳細に記載された出張記録書が添付されている。

3 件目は平成 21 年 2 月 12 日から同年 2 月 13 日の間で、用務先は東京である。早朝から行われる清掃ボランティアに参加するなどして、繁華街の安全の確保と市民の関わりなどについて詳細に記載した出張記録書が添付されている。

以上のように、いずれの国内調査にも出張記録書が作成されている。また、出張記録書には調査研究の目的等が明確に記載され、調査事項の内容が具体的に記載さ

れている、といえる。調査研究に要した経費については支出額と同額の領収書等が添付されている。

ところで、請求人が摘示した「特に熊本の調査視察 62,800 円」であるが、上記 3 件目の国内調査費の支出伝票に添付された、熊本市内の旅行代理店発行の領収書と同額ではあるが、「熊本の視察 62,800 円」の調査研究の事実は、同議員の支出からは見当たらなかった。

以上のように、本件各支出(4)-2 の国内調査には、市政との関連性や調査研究活動としての必要性が認められ、また、支出された経費についても疑義を生じさせるものが認められない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

ケ 本件各支出(4)-3 (個人のスキルアップのためになされた支出)について
請求人は「使途基準によると個人のスキルアップのための研修は禁止となっている。
返還を求めること。」と主張している。

本件各支出(4)-3

議 員 名	具体的な内容
前田 憲秀 議員	研修会参加・・プログラムや報告書がないので政務調査関係かどうかわからない。公会計セミナー、日本経営協会研修（4回 7 日）、医業研修会

本件各支出(4)-3 は、前田議員の研修費の支出に係るものである。数回にわたる研修を目的とした調査研究活動については、それぞれに出張記録書が添付されている。出張記録書によれば、日本経営協会研修については「地方自治体の現状と公会計改革の要請」や「政策立案と条例制定」、地方議員の仕事及び政策過程に関すること、三位一体改革などに関するテーマが研修の内容として挙げられている。また、医業研修についても「きびしい医療環境における都市型病院の経営戦略」や「介護保険」などについての内容が研修テーマとされている。

以上のように、当該研修を目的とした調査研究活動に関しては、いずれも市政との関連性や調査研究活動としての必要性が認められる。

以上のことから、本件各支出(4)-3 については、本件使途基準に合致しない理由はなく、請求人の主張には理由が認められない。

コ 本件各支出(4)-4 (年会費の支出)について

請求人は「使途基準によると年会費は会の運営費に使われるため禁止となっている。
返還を求めること。」と主張している。

本件各支出(4)-4

議 員 名	具体的な内容	* () は支出額を示す、単位は円。
田辺 正信 議員	民主党くまもと政治塾第 2 期年会費 (5,000 円)	

本件各支出(4)-4は、田辺議員が「民主党くまもと政治塾第2期年会費」として研修費から支出した5千円である。

支出伝票並びに添付された領収書には「年会費」と記載されているが、添付された資料によって、上記の団体が主催した研修会の参加経費であることは明らかである。

添付された資料によると、1回千円の研修参加経費の5回分を支払ったことになる。また、添付された資料によると、研修の内容は世界経済に関するものなどとなっている。

支出伝票の記載の方法に誤解を招くような点があったとしても、その実態からすると、本件各支出(4)-4は、使途基準に合致しないものと認めることはできない。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

サ 本件各支出(5)-1 (行先・目的が記載されておらず走行距離の証明がないガソリン代及びタクシ一代の支出について)

請求人は「使途基準に反する行先・目的がなく走行距離の証明がないガソリン代、行先・目的のないタクシ一代の返還を求める事。」と主張している。

(ア) ガソリン代(車燃料代)について

車燃料代について、本件使途基準では「実費を原則」とするが「燃料使用金額の2分の1を上限」又は「月間走行距離の2分の1」を上限とすることができるし、月間走行距離に係るキロメートル単価については熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年7月5日条例第22号)により算定する、と定めている。そして月間走行距離に係るキロメートル単価は、同条例16条(車賃)で定める「1キロメートルにつき37円」が採用されている。

また、月間走行距離によつた場合は、当該距離を明確にできるもの(以下「運行記録表」という。)を作成する、としている。

本件各支出(5)-1のうち30名の議員のガソリン代(車燃料代)については、「行先・目的がなく走行距離の証明がない」として監査の対象事項とされたものである。

ガソリン代(車燃料代)については、上記30名の議員の185件の全支出に関して検証を行つた。ガソリン代(車燃料代)は一部の支出を除いて、ほとんどが支出科目の調査研究費から支出されている。

本件使途基準では、運行記録表の支出伝票への添付までは義務付けてはいない、と解されるので、「月間走行距離の2分の1」に拠つた全議員に対し、運行記録表の提出を求め、それぞれの支出額と比較検証した。その結果、運行記録表によって算出した走行距離と支出された額との間に相違は見られなかつた。

次に、「燃料使用金額の2分の1」に拠つた議員の全支出を検証した。

その結果、計算上のまちがいが2件見られたが、そのほかは添付された領収書等と支出額との間に相違は見られなかつた。

以上のような検証を行つた結果、本件各支出(5)-1のうち「ガソリン代」については、形式的に全ての支出が使途基準に合致していた。

さて、請求人は、本件監査請求で「行先・目的」が(記載されてい)ないから使途基準に違反していると主張し、また、「行先・目的」が記載されていないから、ガ

ソリン代(車燃料代)が市政の調査研究活動に使用されたかどうか不明である旨陳述する。

上記請求人の主張については以下のように考える。

ガソリン代(車燃料代)は、地方議会の議員の調査研究活動が極めて多岐にわたっている実態に鑑み、調査研究活動に必要な経費のひとつとして本件使途基準において支出が認められた経費である。そして、「月間走行距離」に拠るにしろ「燃料使用金額」に拠るにしろ、調査研究活動とその他の活動などを明確に区分することが極めて困難であることから、本件使途基準上、その2分の1については市政の調査研究活動に要するものと推定、あるいは看做された経費であるといえる。そして、本件使途基準では、ガソリン代(車燃料代)の支出に関して、行先や目的まで明らかにするようには求めていないことはすでに述べたとおりである。

さて、以上のことと踏まえて『3 判断 (2) 「本件各支出が本件条例等で定める使途基準に違反しているか否か」についての判断の基準について』に照らし判断すると、当該ガソリン代(車燃料代)に関し、市政との関連が認められないとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、その必要性や合理性を欠くことが明らかに認められる場合はともかく、これらのが認められない場合は、本件使途基準に違反しているということはできないものと考えるが、本件各支出(5)-1 のうち「(ア) ガソリン代(車燃料代)について」では、判断の基準に照らして本件使途基準に違反に該当するような支出があったと認めることはできない。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

(イ) タクシ一代について

本件各支出(5)-1 のうち 11 名の議員のタクシ一代に「行先・目的」がないとして監査の対象事項とされたものである。タクシ一代は一部を除いてほとんどが、支出科目の調査研究費から支出されている。

監査の対象事項とされた、タクシ一代の支出 141 件全てについて支出伝票等の検証を行ったが、添付された領収書等と支出額との間に相違は見られなかった。

さて、タクシ一代に関して「行先・目的」が(記載されて)いないから使途基準に違反している、との請求人の主張についてであるが、上記「(ア) ガソリン代(車燃料代)について」で述べたとおりであり、市政との関連が認められないとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、その必要性や合理性を欠くことが明らかに認められる場合は本件使途基準に違反していると考えるが、本件各支出(5)-1 「(イ) タクシ一代について」は、これらのことが認められないから、請求人の主張には理由が認められない。

本件各支出(5)-1

具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。		
議員名	車燃料代	タクシ一代・高速料金
紫垣 正仁 議員	(527,361) 月毎計算、行先と目的不明。 走行距離の証明なし	
北口 和皇 ハ	(449,540) 年間計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	(19,540) 目的・行先不明

西 泰史 議員	(362,859) 年間計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
津田 征士郎〃	(356,495) 年間計算、19,270 km×0.5 証明なし、行先・目的不明	
有馬 純夫〃	(307,063) 行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
白河部 貞志〃	(292,170) 月毎計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
倉重 徹〃	(253,820) 行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
佐々木 俊和〃	(245,185) 月毎計算、行先・目的不明、領収書と走行距離証明なし	
澤田 昌作〃	(244,329) 走行距離証明と領収書なし、行先・目的不明	
前田 憲秀〃	(220,335) 年間計算、行先と目的不明、領収書と走行離証明なし	
日和田よしこ〃	(182,557) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(32,840) 21回 目的・行先不明 (8,200) 高速道路代、領収書紛失
磯道 文徳〃	(180,359) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(13,840)
三島 良之〃	(160,969) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	
古川 泰三〃	(159,749) 月毎計算、行先・目的不明	
重村 和征〃	(129,215) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(22,880) 8回 目的・行先不明
齊藤 聰〃	(119,565) 年間計算、行先・目的不明、 6463km×0.5、証明なし	
藤岡 照代〃	(114,737) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(12,480) 10回 目的・行先不明
東 美千子〃	(90,336) 年間計算、行先・目的不明、走行距離の証明なし	(74,820) 41回 行先記載 12回、他は目的・行先不明
上田 芳裕〃	(71,429)	
大石 浩文〃	(66,140) その都度支払、行先・目的不明	

田尻 善裕 議員	(58,441) その都度支払、行先・目的不明、領収書あり	(7,710) 目的・行先不明 (12,850) 高速料金、領収書紛失
田尻 将博〃	(57,979) 年間計算、行先・目的不明	
澤田 昌作〃	(44,329) 年間計算、行先・目的不明、走行距離計算、領収書なし	
藤山 英美〃	(44,069) その都度支払、領収書あり、行先・目的不明	
竹原 孝昭〃	(43,389) 月毎計算、行先・目的不明	(8,700) 目的・行先不明
田中 誠一〃	(42,917) 月毎計算、領収書有り、行先・目的不明、	(2,080) 目的・行先不明
田中 敦朗〃	(41,170) 月毎計算、領収書有り、行先・目的不明、	
満永 寿博〃	(23,489) 領収書有り、行先・目的不明、	
主海 健佐雄〃	(22,526) 月毎計算、行先・目的不明、	(2,230) 領収書紛失、目的・行先不明
下川 寛〃	(11,013) 行先・目的不明、領収書と走行距離の証明なし(カード決済)	
牛嶋 弘〃	(9,072) その都度支払、領収書あり、行先・目的不明	
鈴木 弘〃		(18,600) 目的・行先不明
高島 和男〃		(4,637) 目的・行先不明

シ 本件各支出(5)-2 (プリペイドカード代の支出)について

請求人は「使途基準で認められていないプリペイドカード(スイカ)代の返還を求めること。」と主張している。

本件各支出(5)-2

議員名	具体的な内容
大石 浩文 議員	スイカ(1,000円)・・・プリペイドカード(使途基準で禁止)

調査研究費からの支出である。平成21年2月19日から同年2月21日の間に公共施設のネーミングライツ並びに禁煙支援の取り組みについて調査するため東京都に赴いたが、移動のためJR運賃支払いの必要が生じ、スイカに千円をチャージした、というものである。

本件使途基準によると、調査研究費での交通機関のプリペイドカードの購入は不可とされているが、まず、本件各支出(5)-2が本件使途基準で定めるプリペイドカード代に該当するか否かの検討を行ってみたい。

スイカのチャージ料は、現金をスイカという電子マネー用のバーチャルな財布に移動させたことに過ぎないと考えられる。したがって、当該チャージ料自体を調査研究

活動に要する経費として認めることはできないものと解する。

しかし、スイカを利用して具体的な経費、例えば JR 運賃など調査研究活動に必要な経費に充てられたときには、当該経費が政務調査費の支出として該当性があるか否かの検討を行う余地が生じるものと考える。

さて、本件各支出(5)-2 に係る調査研究活動には、市政との関連性や支出の必要性、額の妥当性は十分に認められる。

しかし、調査研究活動に必要な経費であるとして、JR 運賃に使用したことを示す利用明細書等が添付されていればともかく、支出伝票にはチャージ料の領収書が添付されているに過ぎず、上記の理由からして本件使途基準には合致しない支出であるといわざるを得ない。

さて、同議員から、本件各支出(5)-2 に関し、本件使途基準と照らし合わせ改めて検討した結果、当該チャージ料相当額を平成 22 年 7 月 22 日に熊本市に返還した旨の通知があった。同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件各支出(5)-2 については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

ス 本件各支出(6)-1 (書名の記載がない書籍代の支出)について

請求人は「使途基準では大衆紙、漫画本等の購入は不可となっているが、書名のない書籍は判断できない。よって書名のない書籍代の返還を求めること。」と主張している。

本件各支出(6)-1

議員名 *(議員名のみ記載されている。)
重村和征議員、田尻善裕〃、東美千子〃、齊藤聰〃、津田征士郎〃、藤岡照代〃、日和田よしこ〃(9 件は書名あり、4 件は書名なし)、満永寿博〃、田尻清輝〃、田尻将博〃、牛嶋弘〃、落水清弘〃、嶋田幾雄〃、西泰史〃、磯道文徳〃

上記 15 名の議員の書籍の購入に係る経費は、全て資料購入費から支出されている。支出伝票や支出伝票に添付された領収書には、購入した書籍名が記載されていないものが多い。本件使途基準では書籍名の記載まで義務付けていると解することはできないが、添付されている領収書は、いずれも書店から発行されたものである。

また、支出の額については、書籍購入代として極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、その必要性や合理性を欠くことが明らかに認められるものは存在しない。

このようなことから、本件各支出(6)-1 は、本件使途基準に合致しない、とまでいふことはできない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

セ 本件各支出(6)-2 (政務調査費と関係がない書籍代の支出)について

請求人は「明らかに政務調査費と関係ないと思われる書籍代の返還を求めること。」と主張している。

本件各支出(6)-2

議員名	具体的な内容
日和田よしこ 議員	「赤毛のアンの世界」「願いを聞いてもらう方法」「パリの小さな店案内 「カンボジア旅行記」「世界一の美女の創り方」 5冊は政務調査費と関係ないのではないか。」

日和田議員の書籍購入代は資料購入費から支出されている。5冊の書籍代の購入額は合計7,765円である。

地方議会の議員の調査研究活動の領域は広範であるから、上記各書籍名のみをもって本件使途基準に照らして直ちに不相当と断じるのは相当ではないと考えるが、上記の各書籍と議員の調査活動について何らかの合理的な関連を認めるに足りる客観的な事情が見当たらないかぎり、上記書籍5冊の購入合計額7,765円は、本件使途基準に合致しない支出であると推認された。

このようなことから、文書で照会したところ、同議員から、それぞれの書籍に関し、購入の動機、書籍の内容並びに市政の調査研究活動との関連性について詳細な回答があった。さらに、同議員から直接事情を聴取したが、本件各支出(6)-2の支出については、いずれも市政との合理的な関連性を認めるに足りる、客観的な事情を認めるまでには至らなかった。

しかしながら、同議員から本件各支出(6)-2に関し、本件使途基準と照らし合わせ改めて検討した結果、当該書籍代相当額を平成22年7月27日に熊本市に返還した旨の通知があった。同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件各支出(6)-2については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

ソ 本件各支出(7)（高額な茶菓子代の支出）について

請求人は「使途基準では広聴会、報告会での茶菓子代は認められているが菓子代としては高額である。また、意見交換会での茶菓子代も認められているが、相手方への提供については政務調査費からの支出は不可となっている。よって判断ができないので返還を求める。」と主張している。

本件各支出(7)

議員名	具体的な内容	*（ ）は支出額を示す、単位は円。
北口 和皇 議員	菓子代(17回、70,160円)	

本件使途基準では、「議員又は会派が市、議員及び会派の政策等に対する市民からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費」として、広聴費から茶菓子代を支出することを認めている。

また、「議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費」として、調査研究費から意見交換会での茶菓子代の支出を認めている。しかし、「相手方への提供については、政務調査費からの支出は不可とする。」としている。

本件使途基準の趣旨は、広聴費及び調査研究費では、議員が、市政に関する市民からの要望を聴いたり、市民との意見交換等のため開催する会議の際に必要な経費として茶菓子代の支出を認めているものの、会議等を開催することなく、提供そのものを目的として茶菓子を購入するような場合については、経費の支出を禁じたものであると解される。

さて、本件各支出(7)は、全て広聴費から支出されている。請求人は茶菓子の単価が高額である旨陳述するが、本件各支出に添付された領収書の明細を見るかぎり、150円以下の単価の茶菓子の購入が17件のうち7件、ロールケーキなどが2件、菓子を詰め合わせたものが3件、あとの5件は明細がないものとなっている。

北口議員からは、「調査研究活動を行うにあたっては、さまざまな市民等の意見を聴くことが非常に重要」で、平成20年度においては「景観条例の見直し」「地下水保全に関する調査」「熊本の観光資源に関する調査」「都市計画に関する調査」「学校給食に関すること」特に、「産院のあり方等」に関して「多くの時間をかけて」調査を行ってきた旨の回答が文書で行われた。

これらのことからすると、市政との関連が認められないとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、その必要性や合理性を欠くことが明らかに認められるとはいえない。

また、請求人が主張するような、本件使途基準の規定の趣旨に反する「相手方への提供」があったと判断するに足りる資料なども存在しない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

タ 本件各支出(8) (広報誌の添付がない広報誌の送料及び配布手数料の支出)について

請求人は「使途基準によると、広報誌の配布のための送料は紙面の割合によることとなっているが広報誌の添付がないため確認できない。また、配付手数料も認められていないので返還を求める」と主張している。

本件各支出(8)

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す。
東 すみよ 議員	議会報告郵送作業・配付(2万円の4回)・・・支払い先不明

東議員が年4回郵送する「議会だより」に係る経費の支出で、支出科目の人物費から支出されている。平成20年度の支出は、平成20年7月、同年10月、同年5月、及び平成21年1月にそれぞれ2万円ずつ支出されており、それぞれに領収書が添付されている。

本件各支出(8)に関し、同議員に文書で照会した結果、「議会報告書を郵送するための準備」のための「作業員経費」で、支出額については、1回あたり時給800円×5時間×5日と積算して作業員に支払ったので、人物費として支出している、また、作業内容は、議会報告書封筒入れ、宛名タックシールの貼付、切手の貼付、郵便局への搬送等となっている旨の回答があった。また、回答書には、同議員が郵送した議会報告書が添付してきた。

本件各支出(8)は、「送料」ではなく、郵送のための準備経費として支出された人物

費であるから「広報誌の配布のための送料は紙面の割合によることとなっている」という請求人の主張には理由が認められない。

なお、同議員の議会報告書の郵送経費については、別途、支出がなされているが、請求人が主張する「紙面の割合による」ことに関して、同議員の議会報告書の内容と郵送経費とを本件使途基準に照らし検討した結果、本件使途基準に違反する理由は認められなかつた。

また、請求の趣旨の後段部分の「配付手数料」に関しては、その趣旨が明らかでないが、支出伝票に「議会報告郵送作業、配付」と記載されていることから、議会報告書を直接各家庭等に配布するための経費と解したものと思われる。しかしながら本件各支出(8)には、「配付手数料」は含まれていない。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

チ 本件各支出(9)（必要性が認められない高額商品代の支出）について

請求人は「テレビ、DVD レコーダー、万年筆など政務調査に必要とは思われない高額商品代金の返還を求めること。」と主張している。

本件各支出(9)

議員名	具体的な内容 *（ ）は支出額を示す、単位は円。
竹原 孝昭 議員	デジカメ(44,800)
田中 誠一 ハ	椅子(15,000) 机(29,500)
くつき 信哉 ハ	デジカメ(56,259)
田中 敦朗 ハ	DVD レコーダ(46,580) カメラ・メモリーカード (44,800)
澤田 昌作 ハ	デジカメ・プリンター・メモリー一式(49,800)
大石 浩文 ハ	デジカメ(38,560)、パソコン(174,800)、ノートパソコン(225,800) プリンター(13,900)
高島 和男 ハ	デジカメ
田尻 善裕 ハ	椅子(48,700)、パソコン机(15,800)
有馬 純夫 ハ	携帯電話(55,335)
齊藤 聰 ハ	パソコン(178,600)
津田 征士郎 ハ	デジタルカメラ・プリンター一式(96,874)
藤山 英美 ハ	デジカメ(49,800)、テレビ(127,000)、DVD ライター (39,800) DVD プレイヤー(39,800)、ビデオカメラ (94,800)、バッテリー (11,800)、モニターシステム式(96,874)、中古パソコン(49,500)
下川 寛 ハ	デジカメ(45,600)、レコーダー(31,960)、カード型 FOMA 機 (23,520) スキヤー(26,313)
北口 和皇 ハ	カメラ(47,350) カメラレンズ(36,750)
田尻 清輝 ハ	デジカメ(46,800) 万年筆(16,170)
日和田 よしこ ハ	パソコン(221,800)、ラベルライター(32,800)
藤岡 照代 ハ	パソコンシステムモニター一式(294,000)
田尻 将博 ハ	プリンターエプソン(31,479)

主海 偉佐雄 議員	ノートパソコン(124,800)
家入 安弘 リ	マイクシステム機(100,000)
牛嶋 弘 リ	デジカメ(21,000)、印刷機オーバーホール (197,400)

本件各支出(9)のほとんどが、支出科目の資料作成費及び事務所費から支出され、一部は広報費からも支出されている。

本件使途基準によると、資料作成費では市政の調査研究活動のための事務所（以下「政務調査費事務所」という。）及び議員控室の事務機器（パソコン、デジタルカメラ等）の購入が認められ、事務所費では、IT関連機器の購入及びリース並びにインターネット、プロバイダー料金等の支出が認められている。また、広報費では、市政報告会等の開催経費として広報用ビデオプロジェクター等の機器の購入が認められている。

さて、現代社会は高度情報化社会とも呼ばれ、パソコンやインターネット及びモバイル通信等に代表されるIT（情報通信技術）は、現在、各家庭にも急速に普及しつつあるといえる。

行政においても、一般行政や教育、医療及び福祉の分野などの行政内部の情報化に止まらず、官民接点の情報化が一体化して進められようとしていることは確かなことである。

情報化の急速な普及の是非はともかく、このようにITが急速に社会的な普及を來してきた事情からすると、これを活用して行われる各議員の市政に関する調査研究活動もまた、態様のひとつとして認められるものであると考える。

以上のことを踏まえ、本件各支出(9)について、『3 判断 (2) 「本件各支出が本件条例等で定める使途基準に違反しているか否か」についての判断の基準について』に照らせば、市政との関連が認められないとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、その必要性や合理性を欠くことが明らかに認められる場合はともかく、これらのことが認められない場合は、本件使途基準に違反しているということはできないものと考える。

本件各支出(9)に関し、各議員に文書で回答を求めたところ、いずれも機器購入の必要性について言及のうえ、具体的な活用実績が回答されてきた。

議員の調査研究活動が多岐にわたるものであることはすでに述べたとおりであるが、各議員から提出された回答内容には、市政の調査研究活動との関連性や支出の合理性について、これを否定する積極的な理由は見当たらない。

また、「高額商品代」についていようと、それぞれの使用目的によって、購入が必要とされる機器の機能には違いがあって、一概に「高額」ということはできないものと考える。

このようなことから、本件各支出(9)に関し、極めて不相当あるいは著しく高額であって、明らかに市政との関連が認められない支出があるとはいはず、請求人の主張には理由が認められない。

ツ 本件各支出(10)（備品の所在と台帳、管理システムの監査を求める。）について
請求人は「備品の所在と備品台帳の監査、管理システムがどうなっているかの監査を求ること。」と主張している。

本件各支出(10)

議員名	具体的な内容*（請求書に記載されたものを転記）
(記載なし)	備品の所在と備品台帳の監査、管理システムがどうなっているかの監査を求ること。

請求の趣旨が明らかではないが、本件規程の通則2及び同通則3で定める、政務調査費で購入した備品の取扱いに関し、備品台帳や備品の管理状況、管理システムなどが適正に行われているかどうかに対して監査を求めたもの、と解した。

さて、住民監査請求は、住民全体の利益を確保するため、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その是正や防止あるいは損害の補填を求めて住民が監査委員に監査を求める制度であって、請求の対象は財務会計上の行為に限定されている。また、当該行為が違法又は不当な支出であること、あるいは怠る事実が存在することが個別的、具体的に摘示され、当該行為又は怠る事実を証する書面を添えてすることを要するとされている。

のことからすると「備品の所在と台帳、管理システムの監査を求める。」ことは、財務会計上の行為又は怠る事実を請求の対象として監査を求めたものではなく、また当該行為又は怠る事実が存在することが事実証明書によって個別的、具体的に摘示されているわけでもないので、住民監査請求の要件を満たしたものとはいえない。

したがって、本件各支出(10)に関しては、適法に監査請求がなされたものと認めることができず、請求を却下する。

テ 本件各支出(11)（月極駐車場代の支出）について

請求人は「使途基準で認められていない月極駐車場代の返還を求ること。」と主張している。

本件各支出(11)

議員名	具体的な内容 *（ ）は支出額を示す、単位は円。
田尻 善裕 議員	来訪者用駐車場代(年間 126,000)

田尻議員は、自宅の一部を市政の調査研究活動のために使用する事務所としている。同事務所には来訪者も相当数あるが、事務所を設置している自宅周辺は、市の中心部に近く、市街地で家屋も密集しておりマンションである自宅には常時使用できる来訪者用の駐車スペースはない。そこで、事務所近隣の駐車場を賃借し、事務所への来訪者用駐車場として使用している。なお、同議員の個人的な駐車場については、別途賃借している旨、文書で回答があった。

本件各支出(11)は当該駐車場の年間の賃借料に係る支出で、支出科目は事務所費である。支出伝票に添付された領収書によると、平成20年4月から平成21年3月までの年額賃借料が12万6千円となっている。

さて、本件使途基準では、支出科目の調査研究費は、「議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費」であること

から、「自動車、バイク、自転車の月極め駐車料金」は不可、とされている。

一方、支出科目の事務所費は「議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する経費」とされ、事務所の賃借料や事務所の備品の購入、リース代及び消耗品の購入などを認めている。

本件各支出(11)は、本件使途基準が定める事務所費の用途からして、市政の調査研究活動のために必要な事務所の維持管理等に要する経費又は設置に要する経費のいずれかに該当するものと認められる。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

ト 本件各支出(12)-1 (毎月 2 回及び同日 2 ケ所の支払いがある水道光熱費の支出)について

請求人は「事務所の水道光熱費等の諸経費で同日 2 ケ所分あるいは毎月 2 回の支払いがなされているものの不当分の返還を求めてること。」と主張している。「同日 2 ケ所」ないし「毎月 2 回」の支払い自体が不当であるとの主張であるのか、「同日 2 ケ所」ないし「毎月 2 回」のなかに「不当分」が含まれているとの主張であるのか、その趣旨は必ずしも明らかでないが、監査を行った結果は次のとおりである。

本件各支出(12)-1

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
竹原 孝昭 議員	電気料(45,928)・・・同日に 2 ケ所の支払いはなぜ?
牛嶋 弘 議員	水道代・・・毎月 2 回の支払い、按分はされていない 電気代・・・毎月 2 回の支払い

(ア) 竹原議員

竹原議員の市政の調査研究活動のための事務所（以下「政務調査費事務所」という。）の電気代に係る支出である。

支出伝票では、月に 2 回ずつの支出が 12 ケ月分で年間合計 24 回の支出である。支出伝票に添付された領収書も各月それぞれ 2 枚ずつあるが、そのうちの 1 枚の領収書には使用用途欄が設けられていて「エアコン」と記載されている。なお、同議員の政務調査費事務所は自宅とは別所である。

同議員に文書で確認したところ、各月 2 件の支出のうち、1 件は政務調査費事務所に係る一般用電気代で、他の 1 件は低圧電力のエアコン用の電気代であるとの回答であった。用途によって使用電圧が異なるため、それぞれにメーターが設置されており、支出も各月 2 回にわたっている、とのことであった。

同議員の申し立ては、上記領収書の記載内容によっても確認できた。

(イ) 牛嶋議員

牛嶋議員の政務調査費事務所の水道代及び電気代に係る支出である。

支出伝票に添付された領収書は、水道代及び電気代とともに各月にそれぞれ 2 枚ずつ、合計 4 枚ある。水道代の領収書については「水せん番号 CD」が、電気代の領収書については「お客様番号」がそれぞれ異なっている。

同議員に文書で確認したところ、政務調査費事務所の建物の構造上、水道及び

電気とともに検針用メーターがそれぞれ 2 つずつ設置されている、電気代、水道代とも各月 2 回の請求が生じている、との回答があり、検針用メーターが 2 つずつ設置されている政務調査費事務所の建物の写真が添付されてきた。

なお、同議員の政務調査費事務所は自宅とは別所で、他の用途との併用もないため、水道代及び電気代は全額が本件政務調査費で支出されている。

以上のことから、(ア) 及び (イ) いずれの支出も本件使途基準に合致した支出であると認められ、請求人の主張には理由が認められない。

ナ 本件各支出(12)-2 (領収書の添付がなく、自宅の一部である事務所電気代の支出)について

請求人は「年度末、二枚の支払証明書が出されているが届け出によると事務所は自宅の一部となっている。事業所も兼ねているため電気代が高額となっていると思われる上、按分のもととなる領収書の添付がない。不当な部分の返還を求める」と主張している。

本件各支出(12)-2

議員名	具体的な内容 * () は支出額を示す、単位は円。
白河部 貞志 議員	電気代(年間 90,602 と 126,955 按分) 日付は同日(3月 31 日) 按分計算をするため領収書なし

本件各支出(12)-2 は、白河部議員の市政の調査研究活動のための事務所(以下「政務調査費事務所」という。)の電気代及び固定電話代に係る支出である。

白河部議員は、自宅の一部を専用の政務調査費事務所として使用している。本件施行規程に基づき議長に提出された「政務調査費事務所等届」によれば、その面積は、自宅延床面積約 165 m²のうち 66 m²となっている。

本件使途基準によれば、自宅の一部を政務調査費事務所として使用している場合、当該事務所の固定電話代についてはその 2 分の 1 の支出、また、水道光熱費については電気代のみ支出が認められている。

さらに、本件規程の通則 1 では、「政務調査費の支出に係る割合の算定について」に関して、

- (1) 政務調査活動のみに係る場合は、1 とする。
 - (2) 政務調査活動及びそれ以外の活動に係るそれぞれの数量が明確な場合は、これらの数量の合計数量で政務調査活動に係る数量を除して得るものとする。
 - (3) 政務調査活動及びそれ以外の活動に係るそれぞれの数量が明確でない場合は、これらの活動数分の 1 を上限とする。
 - (4) (略)
 - (5) 前各号によらない場合も、合理的な根拠に基づくものとする。
- などと定めている。

(ア) 電気代について

本件各支出(12)-2 のうち、電気代 90,602 円は支出科目の事務所費から支出されている。

支出伝票には電気代に係る領収書は添付されていないが、同議員関連の事業所

(以下「事業所」という。)の総勘定元帳の写しが支払証明書に添付され、領収書を添付できない理由として、「按分計算をするため」と記載されている。

総勘定元帳は、平成 20 年 12 月 24 日に記帳され、平成 21 年 3 月 16 日に作成されたものと推定できた。

さて、総勘定元帳における、水道光熱費に係る仕訳や借方金額及び貸方金額並び摘要欄の記帳内容からすると、政務調査費事務所分及び自宅分並びに事業所分として支払った水道光熱費の総額は 556,298 円で、これから水道料金 103,284 円を控除した 453,014 円が電気代となっている。

電気代 453,014 円を自宅分と事業所分とに 2 分の 1 ずつに按分した額が 226,057 円である。さらに、自宅分に係る電気代 226,057 円を自宅延床面積 165 m²で除し、これに政務調査費事務所の床面積 66 m²を乗じて得た額 90,602 円を本件各支出(12)-2 の電気代として支出している。

(イ) 固定電話代について

本件各支出(12)-2 のうち、電話代 126,955 円は支出科目の事務所費から支出されている。

支出伝票及び支払証明書並びに総勘定元帳等の態様は、上記(1)と同様である。総勘定元帳における、固定電話代に係る仕訳や借方金額及び貸方金額並びに摘要欄の記帳内容からすると、政務調査費事務所分及び自宅分並びに事業所分として支払った固定電話代の総額は、507,822 円となっている。

電話代総額 507,822 円を自宅分と事業所分とに、2 分の 1 に按分して、253,911 円を求め、さらに 253,911 円を 2 分の 1 に按分した額 126,955 円を本件各支出(12)-2 の固定電話代としているので、固定電話代総額の 4 分の 1 が政務調査費事務所に係る固定電話代として支出されることになる。

(ア) 及び (イ) のとおり、電気代及び固定電話代については、本件規程の通則でいう合理的な根拠に基づく割合の算定がなされているものと認められる。領収書等に関する限りでは、これに代わるものとして、総勘定元帳の写しが添付されているが、按分計算を行ううえで、合理性や支出額の信憑性が担保されているものと考える。

さて、本件各支出(12)-2 の電気代 90,602 円を 12 ヶ月で除してみると、その月額は 7,550 円となる。市政の調査研究のための事務所の経費として、社会通念上、「高額な電気代」に相当する額であるとはいえないものと考える。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

4 結論

以上のとおりであるから、主文のとおりとする。

別紙 1 本件使途基準

(熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第3条関係)

科目	内容	細目	例示	可否	備考
調査研究費	議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費	旅費	国内調査費	○	・実費を原則とするものの、熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(昭和25年告示第32号)第5条第2項及び熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)別表第1によるほか、平成14年3月26日付け人事発第165号及び平成20年7月15日付け人事発第454号によることができる。
		交通費			
		調査委託費			
		調査補助者等への謝礼等			
		国外調査費		○	・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。ただし、旅行雑費は除く。 ・調査する場合は議会運営委員会の事前報告事項とする。
		車のリース		○	政務調査を主目的とした事務所(議員控室)保管の車のリースに係る割合は2分の1。ただし、車検・メンテナンス等の維持管理経費は含まない。
		レンタカー		○	長期間のレンタカーは不可とする。
		駐車料金		○	
		カーナビ更新データの購入		○	DVD等データ情報の更新のためのもの
		調査補助者への謝礼		○	3親等以内の親族に対する謝礼は不可とし、1回(1日)5千円を上限とする。
		車燃料代		○	実費を原則とするが、燃料使用金額の2分の1を上限とし、又は月間走行距離の2分の1とするいずれかの方法によることができる。

					月間走行距離によった場合は、当該距離を明確にできるものを作成する。なお、キロメートル単価については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例により算定する。
	国内調査による車燃料代		○	実費とする。	
	高速道路・有料道路料金		○		
	タクシー代		○	割合は通則による。ただし、議会及び委員会出席経費には不可とする。	
	意見交換等での茶菓子代		○	相手方への提供については、政務調査費からの支出は不可とする。	
	調査委託費		○	3 親等以内の親族への委託は、不可とする。	
	車・バイク・自転車等の購入		×	資産形成となるものはなじまないため	
	カーナビの購入		×	資産形成となるものはなじまないため	
	洗車代、オイル交換、修理、保険料、自動車税、車検等の維持管理費		×		
	自動車、バイク、自転車の月極め駐車料金		×		
	交通機関のプリペードカード等の購入		×		

研修費	議員又は会派 が研修会、講演 会等を開催す るため又は他 の団体の開催 する研修会、講 演会等に参加 するために要 する経費	会場費 機材借 上げ料 講師謝 礼 会費 交通費、 宿泊費 等の旅 費	政党・政治団 体が主催す る研修会	○	・政務調査に該当する研修会のみ可 とする。 ・研修会後の意見交換のための交流 会経費は可とし、上限額を 5 千円と する。 ・研修プログラム等の文書等を支出 伝票に添付する。
		講師に対す る謝礼	○		
		会場費	○		
		機材借上げ 料	○		
		地域団体等 が主催する 研修会、講演 会等後の交 流会経費	○		・政務調査に該当する研修会等の実 態があり、適切な場所で行われてい る場合は可とし、上限額を 5 千円と する。 ・研修プログラム等の文書等を支出 伝票に添付する。
		交通費、宿泊 費等の旅費	○		実費を原則とするものの、熊本市議 会議員の議員報酬、期末手当及び費 用弁償に関する条例第 5 条第 2 項及 び熊本市職員等の旅費支給に関す る条例別表第 1 によるほか、平成 14 年 3 月 26 日付け人事発第 165 号 及び平成 20 年 7 月 15 日付け人事発 第 454 号によることができる。
		政党・政治団 体の年・月会 費	×		
		研修団体へ の年会費	×		年会費等は会の運営費に使われる ため
		パソコン講 座などの受 講料	×		個人のスキルアップのためのもの は、なじまないため
		会派が雇用 する職員等 への研修会、	×		議員が対象のため。ただし、事務補 助上必要と認められるものを除く。

			講座への参加経費		
資料作成費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代 翻訳料 事務機器購入 事務機器リース等	事務所及び議員控室の事務機器等(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、FAX、等)の購入	○	事務機器等設置台数の目安例) 事務所設置分・・・デスクトップパソコン2台、ノートパソコン1台、コピー機等1台
			事務所及び議員控室の事務機器等(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、FAX、等)のリース	○	事務機器等設置台数の目安例) 事務所設置分・・・デスクトップパソコン2台、ノートパソコン1台、コピー機等1台
資料購入費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍代 新聞・雑誌代 その他 資料購入費	議員控室及び事務所で購入の政党機関紙	○	・事務所での購入は、各党1部までとする。ただし、自宅を事務所として届け出ている場合は1部とする。 ・議員控室での購入は、各党2部までとする。
			議員控室及び事務所で購入の新聞等	○	・事務所での新聞購入は、複数社を認める。ただし、自宅を事務所として届け出ている場合は、1社を自宅分とみなして、除くものとする。 ・議員控室での新聞購入は、複数社を認め、1社につき2部までとする。 ・スポーツ紙等は、不可とする。
			図書購入	○	大衆誌、漫画本等は、不可とする。
			通信社等から配信されるデジタル情報購入	○	
			デジタル書籍等の購入	○	大衆誌、漫画本等は、不可とする。

広報費	議員又は会派が、その調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費	広報誌・報告書等の作成、印刷費、送料	議会報告紙誌	○	
		街頭演説経費等	政党、後援会等との共同で発行する広報誌	○	紙面の割合によること。
			ホームページ作成、維持、管理料	○	紙面の割合によること。
			ブログ、e-mailなどIT関連広報ツールの作成、維持、管理料	○	紙面の割合によること。
			広報誌・資料等の配布のための送料	○	紙面の割合によること。
			街頭演説用拡声器、旗等	○	選挙に係るものは不可とする。
		議会活動・市政報告会等の開催経費(個人報告会経費、政党・後援会共同報告会経費、茶菓子代、広報用ビデオプロジェクター等の機器購入又はリースなど)		○	
広聴費	議員又は会派が市、議員及び会派の政策等に対する市民	会場費 印刷費 設営費 茶菓子	広聴会等の開催経費(会場費、印刷費、設営費、	○	人件費は、市役所臨時職員の単価を基準とする。

	からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費	代等 アンケート委託料 アンケート送料等	人件費、茶菓子、交通費、駐車場代等)		
			アンケート調査費	○	
			議員控室、事務所での茶菓子代	○	他活動等と兼用の場合は、通則による。
			議会控室の当番手当(日当、弁当代等)	×	
会議費	議員又は会派が行う調査研究に係る各種会議で、研修費の対象となる研修会、講演会等に該当するもの以外のものに要する経費	会場費 機材借上料 資料等 印刷費等	予算・決算・市の施策に関する検討するための会議経費(交流会経費も含む。)	○	<ul style="list-style-type: none"> 会議の実態があり、適切な場所で行われていること。 会費対応で、支出団体の活動内容や実態が、調査研究に該当すること。 交流会等の場合、会食を主目的でなく、意見交換等の実態が伴うものであること。(支出伝票等に、会議の内容、参加者からの要望・意見等を記載すること。)
			他会派、自治体職員等との各種会議に要する費用	○	上記基準に準ずる。
			各種団体からの案内(催し物や会合)に対する寄付行為	×	公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)上禁止される寄付に該当するので認められない。ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除く。
			後援団体の落成式や開店祝、葬儀の花輪	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		祝金、見舞	×		これらのうち、公職選挙法で認めら

		い、香典、餞別、寸志等の冠婚葬祭の出席に伴う経費		れでいるものでも政務調査としては支出しない。
		中元、歳暮、祝電、弔電	×	これらのうち、公職選挙法で認められているものでも政務調査としては支出しない。
		年賀状、暑中見舞等の時候の挨拶状	×	公職選挙法で認められない。
		祭りへの寄付や差し入れ	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		地域の行事やスポーツ大会等への差し入れ	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		町内会の集会や旅行等の催し物への寸志や差し入れ	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		商品券、図書券、ビール券等の購入	×	
		会派への会費	×	
		政党のパーティ、政治資金パーティー	×	
		政党の大会への出席費用・賛助金	×	
		個人的な資格を維持す	×	

			るための会 費等		
人件費	議員又は会派 が行う調査研 究活動を補助 する職員を雇 用する経費	給料 手当 賃金等	議員の政務 調査のため の事務所の 事務補助職 員	○	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約を締結すること。ただし、親族の雇用は、3親等までは認めない。また、政務調査の対象は、2人までとする。 賃金額は、市役所臨時職員の単価を基準とし、賃金に係る税金については、給与支払報告書(市町村提出用)を発行する。 他の活動の事務を兼ねた場合は、通則による。
			会派に配属 された事務 補助職員	○	上記と同様。ただし、対象人数は、会派に配属された人数とする。
			社会保険料	○	政務調査以外の業務と兼務する場 合は、通則による。
			事務補助の 短期雇用	○	雇用契約で、雇用目的と期間を、明 確にすること。賃金等は、市役所臨 時職員の単価を基準とし、賃金に係 る税金については、給与支払報告書 (市町村提出用)を発行する。
事務所 費	議員又は会派 が行う調査研 究活動のため に必要な事務 所の設置、維持 管理等に要す る経費	賃借料 維持管 理費 備品、消 耗品費 等	事務所賃借 料	○	自宅を事務所として届け出ている 場合の賃借料や本人若しくは3親 等以内の親族、又はこれらの者が代 表者である法人が所有している事 務所の賃借料は、認めない。
			自宅敷地内 に設置した 事務所のリ ース料	○	例) プレハブ事務所リース料
			独立した会 派事務所賃 貸料	○	
			事務所の水 道光熱費等 の諸経費	○	自宅を事務所として届け出ている 場合は、電気代のみとする(面積の 割合による)。

			事務所の備品の購入	○	
			事務所の備品のリース	○	
			事務所の消耗品	○	
			事務所設置に伴う税金	×	
			事務所設置のための敷金、礼金	×	
			議員(会派)事務所の購入(土地、建物とも)	×	購入は資産形成となるため
事務通信費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な通信、連絡等の用に供する設備等に要する経費	事務機器購入 事務機器リース 電話、FAX通信・通話料 事務用品等	事務所及び議員控室の事務機器等購入	○	
			事務所及び議員控室の事務機器等リース	○	
			固定電話、FAX通信・通話料	○	自宅を事務所として届け出ている場合の電話代は、2分の1とする。
			携帯電話の購入	○	政務調査専用電話でない場合は、不可とする。
			携帯電話の通信・通話料	○	・政務調査と兼用の個人所有の携帯電話の通信・通話料は2分の1とする。 ・政務調査専用の場合は電話番号を届け出ること。
			事務用品、消耗品等の購入	○	

		IT 関連機器 の購入	○	
		IT 関連機器 のリース	○	
		インターネ ット、プロバ イダー料金 等	○	
		電報	×	
		名刺印刷	×	